

広島県告示第二百五十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年三月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県尾道市木ノ庄町木梨及び同町市原地内					
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十三年政令第八十四号）で定める事項	
瀬戸下川（三三）	土石流	瀬戸下川（三三）	土石流	次の図のとおり	
瀬戸下川（三三隣a）	土石流	瀬戸下川（三三隣a）	土石流	次の図のとおり	
瀬戸下川（三三隣b）	土石流	瀬戸下川（三三隣b）	土石流	次の図のとおり	
瀬戸上川（三四）	土石流	瀬戸上川（三四）	土石流	次の図のとおり	
瀬戸上川（三四隣）	土石流	瀬戸上川（三四隣）	土石流	次の図のとおり	
木梨川支川（三五）	土石流	木梨川支川（三五）	土石流	次の図のとおり	
木梨川支川（三六）	土石流	木梨川支川（三六）	土石流	次の図のとおり	
木梨川支川（三七）	土石流	木梨川支川（三七）	土石流	次の図のとおり	
木梨川（三八）	土石流	木梨川（三八）	土石流	次の図のとおり	
木梨川（三八隣a）	土石流	木梨川（三八隣a）	土石流	次の図のとおり	

瀬戸西川（ 五〇一九b）	土石流	次の図のとおり	瀬戸西川（ 五〇一九b）	土石流	次の図のとおり
瀬戸西川（ 五〇一九隣 a）	土石流	次の図のとおり	瀬戸西川（ 五〇一九隣 a）	土石流	次の図のとおり
瀬戸西川（ 五〇一九隣 b）	土石流	次の図のとおり	瀬戸西川（ 五〇一九隣 b）	土石流	次の図のとおり
門前西川（ 五〇二二）	土石流	次の図のとおり	門前西川（ 五〇二二）	土石流	次の図のとおり
門前西川（ 五〇二二隣 ）	土石流	次の図のとおり	門前西川（ 五〇二二隣 ）	土石流	次の図のとおり
木梨川（三 八一）	土石流	次の図のとおり	木梨川（三 八一）	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。